

2022年1月31日

京都府知事
西脇隆俊 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

外国籍の方たちへの医療支援を求める要請書

謹 啓

貴職並びに貴自治体職員の皆様におかれましては、平素より住民の生命と健康を守り、また今般の新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）拡大防止に向け、日夜ご尽力いただいておりますことに心より御礼申し上げます。

さて、私ども京都府保険医協会は、医療にアクセスしにくい外国籍の方たちへの医療支援について、下記の通り要望します。何卒よろしく願いいたします。

謹 白

【要請項目】

1. 言語の壁による医療へのアクセスを阻害しないよう医療通訳などの更なる周知を

外国籍の方たちの医療アクセスの支援として、厚生労働省委託事業「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」をはじめ、京都市、京都市国際交流協会、NPO 法人多文化共生センター・きょうとの医療通訳派遣事業、京都府の京都健康医療よろずネットや京都市国際交流協会の京都市内外国語対応医療機関のネット検索システムなど、さまざまなサービスが存在しています。京都府もコロナ対応の初期段階に他県よりいち早く、コロナ相談センターに24時間体制で3言語通訳体制を組まれたと聞いており、その素早い対応に敬意を表します。

しかし、それらの多くが認知されておらず、一方で先日みんなの外国人ネットワーク（MINNA）ヘルスプロジェクトが開催した外国人感染者への対応 オンライン連続講座において、厚労省の遠隔通訳サービスはコロナ禍での需要増加に伴い連絡が付きにくい状況にあったと報告されています。さらには厚労省のサービスの場合、費用が高く使にくいとの指摘もあります。

コロナはもちろん、日常診療においても言語の壁によって医療へのアクセスが阻害されることがあってはならないと考えます。府内で医療通訳サービスを提供する事業のリストアップを行い、外国人コミュニティと共有するなど、利用できるサービスを周知徹底ください。

2. 新型コロナに係る外国籍の方の医療費が持ち出しとなっている医療機関への補助制度創設を

健康保険に入れない外国籍の方たちは、難民申請者や留学、技能実習からビザを切り替え、帰国準備中の場合など短期ビザの方たち、有効な在留資格を有していたにもかかわらず、何らかの事情で在留期限が経過してしまった、いわゆるオーバーステイの方たちがいます。

健康保険に加入できず、また就労することもできない外国籍の方たちは、医療にか

かることができても医療費の負担が重くのしかかってくる状況です。そうした方たちに善意で医療を提供する医療機関の持ち出しとなることも少なくありません。

医療への受療権はすべての人が生まれながらに有する基本的人権です。東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県では、外国籍患者が止むを得ない事情で医療費を払いきれない場合、その未収の医療費の一部を都道府県が補てんするという緊急医療制度救済制度を設けています（厚労省 08 年調べ）。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、健康保険に加入できない外国籍の方たちであっても医療にかかることを躊躇しないよう、またそれを受け入れる医療機関に負担がかかることのないよう、まずは新型コロナウイルスに係る医療費未払い金について京都府の福祉医療制度として医療費補填事業を創設ください。